

第32軍司令部壕ガイド養成及びガイドテキスト更新支援業務委託 企画提案仕様書

1 業務名称 第32軍司令部壕ガイド養成及びガイドテキスト更新支援業務委託

2 委託期間 契約締結の日から令和8年3月 31 日まで

3 委託料上限額 8,000,000 円程度(消費税及び地方消費税(10%)を含む)

4 業務の目的

第32軍司令部壕は、戦争の残酷さを知るとともに、平和の大切さを学ぶ平和教育の場としても貴重な戦争遺跡である。戦後 80 年が経ち、戦争体験者の証言を直接聞くことが難しくなることから、物言わぬ語り部である戦争遺跡の活用が求められている。

令和7年3月に策定した第32軍司令部壕保存・公開基本計画では、多くの人たちが同壕を訪れる機会の創出、語り部やガイド等の養成について示され、史実等に基づいた正確な説明に資するため、ガイドテキストを作成したところである。

今後、同壕の周知啓発やフィールドワーク等を行うにあたり、史実等に基づいた正確な説明ができるガイドの養成、そのためのガイドテキストの更新が必要である。

本業務委託は、令和7年3月に作成したガイドテキストを活用したガイドの養成、養成の中で生じた課題や証言を含めた同壕に関する文献資料等の情報の収集整理等によるガイドテキストの更新、有識者意見聴取のための資料等編さんワーキンググループ会議の運営等の各種支援を行うことを目的とする。

5 委託業務の内容

(1)ガイドテキストを用いた講座の実施

ア 実施目的

令和7年3月に作成したガイドテキストを用いて、第32軍司令部壕の概要について講座を行う。沖縄戦の実相や第32軍司令部壕が果たした役割等について参加者が理解を深めることができる、効果的なプログラムを作成すること。

イ 受講者の募集

県内で活動するガイド等に講座の周知を図り、受講者を募集する。オンラインでの受講も検討すること。首里城公園のガイドや県内バス会社のバスガイドなども対象とすること。

ウ 講座回数 5回程度を想定。(1回 20 名程度)

エ 講座の参加人数 合計 100 名程度を想定

オ 講座講師

第32軍司令部壕のガイドに知見を有する者、または令和7年度に設置する編さんワーキンググループ委員も含めて設定する。

カ 首里城公園首里杜館や県立芸術大学金城キャンパス等を検討すること。

(2) フィールドワークによるガイドの実践

ア 実施目的

上記(1)の受講者を対象に、第32軍司令部壕の第1、5坑口を巡るフィールドワークによりガイドの実践を行う。(上記(1)と同日を想定)

イ フィールドワークプログラムの作成及び運営

ガイドテキストを使用し、沖縄戦の実相や第32軍司令部壕が果たした役割等について参加者が理解を深めることができる、効果的なプログラムを作成すること。

ウ フィールドワーク回数

5回程度を想定。(1回 20名程度を想定)

エ フィールドワークの参加人数 合計 100名程度を想定

オ フィールドワーク講師

第32軍司令部壕のガイドに知見を有する者、または令和7年度に設置する編さんワーキンググループ委員も含めて設定する。

カ 留意事項

① 参加者の募集・決定・通知

- ・居住地等から集合・解散場所までにおいて必要な交通手段や経費は参加者負担であること及び、徒歩によるフィールドワークであることを、募集の段階で告知すること。
- ・応募状況を取りまとめて沖縄県と調整した上で参加者を決定
- ・応募者へ結果を通知

② レクリエーション保険の手配

- ・参加者及びガイド等に、レクリエーション保険を手配すること。

③ 現場下見の実施

- ・フィールドワーク現場について事前に沖縄県及び関係者とともに下見を行い、安全確認を行うこと。

④ 参加者の管理

- ・フィールドワークの際に参加者が揃っているか確認し、必要に応じて名札等を作成すること。
- ・第5坑口周辺は未舗装の獣道となっているため、必要に応じて参加者の軍手や長靴を準備し、配布すること。

(3) ガイドテキストを更新するための文献資料等の情報収集・整理等

ア 第32軍司令部壕に関する既存の証言集及び文献資料等の収集・整理

- ① 令和7年3月に作成したガイドテキストの活用を想定
- ② 令和2、3年度に実施した文献資料調査資料の活用も想定
- ③ これまでに新聞や関係機関誌に掲載された証言等の収集も想定
- ④ 今までの試掘調査において壕内部で発見された遺品等の情報収集・整理等
- ⑤ 平和の礎の刻銘者のデータを活用した沖縄本島での戦没者の推移

イ 収集・整理した情報を活用した基礎資料の作成

ウ ガイド養成の際に生じた課題等の整理

エ ガイドテキスト、写真資料編の更新

(4) 編さんワーキンググループ会議の運営等

ガイドテキストを更新するにあたり、沖縄県が令和7年度に設置する編さんワーキンググループによる会議を開催し助言を得ることとする。

【編纂ワーキンググループ会議の内容】

- ・有識者5名程度で構成(すべて県内在住委員)。
- ・監修者1名を設置して、ワーキンググループ会議の意見等について適宜監修を行うものとする。
- ・編さんワーキンググループ会議を4回程度開催予定。
※監修者及び外部協力者の選任及び委嘱は沖縄県において行う。
※上記内容は、ワーキンググループ会議の進捗状況により変更の可能性あり。

会議の円滑かつ効果的な運営により構成員間の議論を活性化させ、文献資料等の情報収集・整理やテキスト更新にあたり、的確な助言を得ることを目的として、以下の事項を行う。

ア 構成員等との調整(会議日時、会議の進め方等)

イ 会議資料の作成、印刷

ウ 会場確保、準備、受付等運営

※那覇市内の会議室及び沖縄県庁内会議室を想定

エ 会議の議事概要作成

オ 構成員等への謝金等の支払い

※謝金は県規定(9,300 円/日/人)とする。

カ その他、会議の運営にあたり沖縄県が指示する事項

※会議は原則として対面方式とするが、状況に応じてリモート方式も想定すること

(5) ガイドテキスト(令和7年度版)の印刷及び関係機関への送付

編さんワーキンググループの意見を踏まえて作成したガイドテキスト(令和7年度版)の印刷及び関係機関等への送付

※A4サイズ 50 ページ程度・カラー・中綴じ製本仕様・200 部

6 成果品

本委託業務の成果品として以下を提出すること

(1)「5 委託業務の内容」において作成した資料等

(2)業務実施報告書 2部

(3)上記(1)及び(2)の電子データ(PDF データ及び編集可能な元データ)

7 成果品等の著作権等について

- (1) 成果品及び本業務において作成した資料等の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 事業実施に係る留意事項

(1) 関連事業、計画等との連携等

ア 調査・設計業務との連携等

第32軍司令部壕の保存・公開に向けて、別事業で実施する第1坑口の発掘調査や第5坑口のアクセス路・工事用通路設計業務等の内容を踏まえること。

イ 第32軍司令部壕保存・公開基本計画との連携

本業務を実施するにあたり、沖縄県が令和7年3月に作成した「第32軍司令部壕保存・公開基本計画」の内容を踏まえること。

ウ 第32軍司令部壕ガイドテキストの更新

本業務を実施するにあたり、沖縄県が令和7年3月に作成した「第32軍司令部壕ガイドテキスト」を元に更新すること。

エ 第32軍司令部壕展示施設基本計画との連携

本業務を実施するにあたり、沖縄県が令和7年度に作成する「第32軍司令部壕展示施設基本計画」の内容を参考にする。

(2) 経費

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 一般管理費は、人件費及び直接経費(再委託費を除く。)の10%以内とする。

ウ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料の範囲(リース等)及び消耗品費で対応するものとする。

※ 備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

○沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

○沖縄県財務規則第153条第1項

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(3) 業務の再委託の制限

ア 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の 50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

イ 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

ウ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

【その他、簡易な業務】

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

(4) その他

ア 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行い、関係機関等との連携に努めること。

イ 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。)」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 30 日以内又は令和8年3月 31 日のいずれか早い日まで実績報告書等を提出するものとする。

また、報告書確認により確定した支払うべき金額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額とする。

10 本事業における労務管理

法令等にしがたい、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。